

平成30年6月7日
警察庁情報通信局情報管理課

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく「警察総合捜査情報システム業務プログラムⅠ開発及び保守業務」、「警察総合捜査情報システム業務プログラムⅡ開発及び保守業務」及び「警察総合捜査情報システム業務プログラムⅢ開発及び保守業務」に係る落札者の決定に伴う契約の締結について

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）」に基づく民間競争入札を行った「警察総合捜査情報システム業務プログラムⅠ保守業務」、「警察総合捜査情報システム業務プログラムⅡ開発及び保守業務」及び「警察総合捜査情報システム業務プログラムⅢ開発及び保守業務」については、平成30年4月18日に開札を行い、落札者を決定し、下記のとおり契約を締結しましたので公表します。

記

1 契約の相手方の住所、名称及び代表者

- (1) 警察総合捜査情報システム業務プログラムⅠ開発及び保守業務
東京都港区芝5丁目7-1
日本電気株式会社
官公営業本部長 尾崎 太三忠
- (2) 警察総合捜査情報システム業務プログラムⅡ開発及び保守業務
東京都港区芝5丁目7-1
日本電気株式会社
官公営業本部長 尾崎 太三忠
- (3) 警察総合捜査情報システム業務プログラムⅢ開発及び保守業務
東京都港区芝5丁目7-1
日本電気株式会社
官公営業本部長 尾崎 太三忠

2 契約日

- (1) 警察総合捜査情報システム業務プログラムⅠ開発及び保守業務
平成30年4月24日
- (2) 警察総合捜査情報システム業務プログラムⅡ開発及び保守業務
平成30年4月24日
- (3) 警察総合捜査情報システム業務プログラムⅢ開発及び保守業務
平成30年4月24日

3 契約金額

- (1) 警察総合捜査情報システム業務プログラムⅠ開発及び保守業務
ア プログラム開発
867,024,000円（税込）

イ プログラム保守

202,176,000円（税込）

(2) 警察総合捜査情報システム業務プログラムⅡ開発及び保守業務

ア プログラム開発

1,076,457,600円（税込）

イ プログラム保守

251,942,400円（税込）

(3) 警察総合捜査情報システム業務プログラムⅢ開発及び保守業務

ア プログラム開発

217,036,800円（税込）

イ プログラム保守

50,803,200円（税込）

4 「警察総合捜査情報システム業務プログラムⅠ開発及び保守業務」、「警察総合捜査情報システム業務プログラムⅡ開発及び保守業務」及び「警察総合捜査情報システム業務プログラムⅢ開発及び保守業務」に係る業務の内容及びその実施に当たり確保されるべき対象業務の質

(1) 業務の内容

警察総合捜査情報システムは、少年事件、地図情報分析、犯罪統計、犯罪手口、被疑者写真、DNA型の各情報を警察庁の電子計算機で一元的に管理し、都道府県警察からの様々な照会に対し迅速に回答することにより、第一線の捜査活動を支えている。

現在運用されている警察総合捜査情報システムが平成32年2月末に運用期限を迎えることに伴い、平成32年3月に新たな警察総合捜査情報システムに更改するため、平成30年度及び平成31年度に対象となる機器の賃貸借、プログラム開発、構築及び保守作業の調達を行うこととしており、本業務では、3つの業務プログラム（警察総合捜査情報システム業務プログラムⅠ、警察総合捜査情報システム業務プログラムⅡ及び警察総合捜査情報システム業務プログラムⅢ）の「プログラム開発」とそれらの「プログラム保守」を対象範囲としている。

(2) 確保されるべき対象業務の質

ア 各仕様書に記載のスケジュールを遵守して適切に実施すること。

イ 各仕様書に記載の各要件（機能要件、性能要件、信頼性要件等）を確実に実施すること。

ウ 技術者駆けつけ時間

警察庁から技術者の派遣要請があった場合は、当日又は翌日（休日の場合は直近の警察庁執務日）の警察庁執務時間内に技術者を派遣すること。

エ 障害報告に要する時間

警察庁から連絡を受けた障害について、障害原因及び対象業務への影響範囲を期限内に書面で報告すること。期限内に報告できない場合は、警察庁に理由を説明し、報告期限を協議するとともに、必要に応じて中間報告を行うこと。

オ 回答に要する時間

警察庁からの技術的な問い合わせに対し、期限内に回答すること。期限内に回答できない場合は、警察庁に理由を説明し、回答期限を協議するとともに、必要に応じて中間回答を行うこと。

カ サービスレベルアグリーメント（Service Level Agreement）の締結

対象業務の効率化、品質向上及び円滑化を図るため、上記エ・オに示す期限については、別途サービスレベルアグリーメント（SLA）を締結する。

5 実施期間

(1) プログラム開発

ア 警察総合捜査情報システム業務プログラムⅠ開発及び保守業務
平成30年4月24日から平成32年2月29日

イ 警察総合捜査情報システム業務プログラムⅡ開発及び保守業務
平成30年4月24日から平成32年2月29日

ウ 警察総合捜査情報システム業務プログラムⅢ開発及び保守業務
平成30年4月24日から平成32年2月29日

(2) プログラム保守

ア 警察総合捜査情報システム業務プログラムⅠ開発及び保守業務
平成32年3月1日から平成36年2月29日まで

イ 警察総合捜査情報システム業務プログラムⅡ開発及び保守業務
平成32年3月1日から平成36年2月29日まで

ウ 警察総合捜査情報システム業務プログラムⅢ開発及び保守業務
平成32年3月1日から平成36年2月29日まで

6 請負者が対象業務を実施するに当たり警察庁に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象業務の適性かつ確実な実施の確保のために請負者が講じるべき措置に関する事項

(1) 報告

ア 請負者は、各仕様書に規程する業務を実施したときは、当該仕様書に基づく各種報告書を警察庁に提出しなければならない。

イ 請負者は、完了に影響を及ぼす重要な事項の変更が生じたときは、直ちに警察庁に報告するものとし、警察庁と請負者が協議するものとする。

ウ 請負者は、契約期間中において、上記イ以外であっても、必要に応じて警察庁から報告を求められた場合は、適宜、報告を行うものとする。

(2) 調査

ア 警察庁は、請負業務の適性かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、請負者に対して必要な報告を求め、又は警察庁の職員が事務所に立ち入り、当該業務の実施状況若しくは記録、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

イ 立ち入り検査をする警察庁の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを請負者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(3) 指示

警察庁は、請負業務の適性かつ確実な実施を確保するために必要と認めるときは、請負者に対し、必要な措置を執るべきことを指示することができる。

(4) 秘密を適正に取り扱うための措置

ア 請負者は、業務に関して知り得た警察庁、都道府県警察の情報について適切な管理をしなければならない。

イ 請負者は対象業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。対象業務に従事する者（従事していた者を含む。以下同じ。）が秘密を漏らし、又は盗用した場合は、法第54条の罰則が適用される。

ウ 対象業務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

エ アからウまでのほか、警察庁は、請負者に対し、対象業務の適正かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置を執るべきことを指示することができる。

(5) 契約に基づき請負者が講じるべき措置

ア 知的財産権の取扱い

(ア) 対象業務において納入された成果物に関する権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）及び所有権は、次の物を除き警察庁が請負者に受領書を交付したときをもって警察庁に移転する。また、請負者は警察庁に対し、納入成果物に係る著作者人格権（著作権法第18条から第20条に定める権利をいう。）を行使しないものとする。

a 納入成果物に、請負者が対象業務の契約前から権利を有する著作物（請負者が範囲について警察庁の承認を得たものに限る。）（以下「請負者の既存著作物」という。）が含まれる場合、その請負者の既存著作物

b 納入成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下「第三者の既存著作物」という。）が含まれる場合、その第三者の既存著作物

(イ) 上記(ア) a で示した請負者の既存著作物においては、本システムへ利用する目的の範囲に限り、警察庁は請負者に権利留保された著作物を自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときはこの限りではないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。

(ウ) 納入成果物に第三者の既存著作物が含まれている場合は、請負者は当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾に関する一切の手続を行うものとする。この場合、請負者は使用許諾の内容については、警察庁の承認を得るものとする。

イ 権利義務の帰属等

(ア) 対象業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、請負者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。

(イ) 請負者は、対象業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、警察庁の承認を受けなければならない。

ウ 瑕疵担保責任

警察庁は、納入成果物について納入後1か年以内に瑕疵を発見した場合は、請負者に対して当該瑕疵の修正を請求することができ、請負者は、当該瑕疵を無償で修正するものとする。

エ 再委託

- (ア) 請負者は、警察庁から委託を受けた対象業務の実施に係る業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。
- (イ) 請負者は、対象業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、原則として、あらかじめ企画書において、再委託する事業の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収その他対象業務の実施方法について記載しなければならない。
- (ウ) 請負者は、委託契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、委託先・委託金額を明らかにした上で警察庁の承認を得ること。
- (エ) 請負者は、上記(イ)及び(ウ)により再委託を行う場合は、再委託先に上記(2)に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせると共に、再委託先から必要な報告を徴収すること。
- (オ) 請負者が再委託先の事業者による業務を実施させる場合は、全て請負者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、請負者の責に帰すべき事由と見なして、請負者が責任を負うものとする。

オ 契約の変更及び解除

(ア) 契約の変更

警察庁及び請負者は、対象業務の質の向上、又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出した上で、法第21条の手続きを経なければならない。

(イ) 契約の解除

警察庁は、請負者が次の各号に該当するときは、当該請負者に対し、契約を解除することができる。

なお、上記理由により警察庁が契約を解除したときは、請負者は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額（対象業務の実施分を除く。）を警察庁に納付するとともに、警察庁との協議に基づき、引継ぎの処理が完了するまでの間、責任をもって当該業務の処理を行わなければならない。

上記違約金の定めは、違約金額を超過する損害額についての損害賠償を妨げるものではない。

- a 法第22条第1項イからチまで又は同項第2号に該当するとき。
- b 暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。
- c 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。
- d 再委託先等が暴力団又は暴力団関係者と知りながら契約し、又は再委託先等の契約を承認したとき。
- e 再委託先等が暴力団若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又

はこれに準ずる者に該当することが判明したにも関わらず、直ちに当該再委託先等との契約を解除しないとき、又は再委託先等に対し契約を解除させるための措置を講じないとき。

f 次の各号に該当するとき。

- ① 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合。
- ② 手形、小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立を受け、若しくは自ら申し立てた場合。
- ③ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合。

g 警察庁が行う検査に際し、請負者又はその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めたとき。

h 自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をしたとき。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 偽計又は威力を用いて警察庁又はその職員の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

i 下記カの各号に該当するとき。

カ 私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金

警察庁は、オ(イ)の違約金のほか、請負者が次の(ア)から(エ)に該当する場合、違約金（損害賠償額の予定）として契約金額の100分の10に相当する金額を請負者から徴収する。

- (ア) 本契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。次号において「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会から、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行われ、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む）。
- (イ) 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (ウ) 納付命令又は排除措置命令により、請負者に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が請負者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該

取引分野に該当するものであるとき。

- (エ) 本契約に関し、請負者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

キ 損害賠償

請負者は、請負者の故意又は過失により警察庁に損害を与えたときは、警察庁に対し、その損害について賠償する責任を負う。また、警察庁は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

なお、警察庁から請負者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済の違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

ク 不可抗力免責、危険負担

警察庁及び請負者の責に帰すことのできない事由により契約期間中に物件が滅失又は毀損し、その結果、警察庁が物件を使用することができなくなったときは、請負者は、当該事由が生じた日の翌日以後の契約期間に係る代金の支払を請求することができない。

ケ 金品等の授受の禁止

請負者は、対象業務の実施において金品等を受け取る事又は与えることをしてはならない。

コ 宣伝行為の禁止

請負者及び対象業務に従事する者は、対象業務の実施に当たっては、自ら行う業務の宣伝を行ってはならない。また、対象業務の実施をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

サ 法令の遵守

請負者は、対象業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

シ 安全衛生

請負者は、対象業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

ス 記録及び帳簿類の保管

請負者は、対象業務に関して作成した記録及び帳簿類を、対象業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

セ 契約の解釈

契約に定めのない事項及び契約に関して生じた疑義は、警察庁と請負者との間で協議して解決する。

7 契約により請負者が負うべき責任

- (1) 請負者は、対象業務を実施するに当たり、請負者（その者が法人である場合にあっては、役員）又はその被雇用者その他の当該事業に従事する者が、故意又は過失により、第三者に損害を与えたときは、当該第三者に対する賠償の責に任ずるもの

とする。

この場合において、当該損害の発生について警察庁の責に帰すべき理由が存在するときは、請負者は、警察庁に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分について求償することができるものとする。

また、警察庁が当該第三者に対する賠償を行ったとき、請負者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について警察庁の責に帰すべき理由が存在しない場合は、警察庁が自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができるものとする。

- (2) 請負者は、契約に違反し又は故意若しくは重大な過失によって、警察庁に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として警察庁に支払わなければならない。

8 請負者の実施体制及び実施方法の概要

(1) 実施体制

本業務の全体を統括し、必要な意思決定を行うとともに、各関連する組織・コミュニケーション窓口を担う「全体統括責任者」、計画の進捗、開発の調整を行いこれを管理する「計画開発責任者」、特定の作業において、統括し、これを管理する「作業責任者」をそれぞれ配置する。

(2) 実施方法

「警察総合捜査情報システム業務プログラムⅠ開発及び保守業務」、「警察総合捜査情報システム業務プログラムⅡ開発及び保守業務」及び「警察総合捜査情報システム業務プログラムⅢ開発及び保守業務」において、実施要項及び仕様書で示した内容を遂行する。